

最低賃金改正のお知らせ

広島県最低賃金は
令和5年10月1日から

時間額 **970** 円です。

(令和5年9月30日までは、930円です)

最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精進手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

広島県最低賃金は、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。また、特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合があります。

今回の改正により、広島県特定(産業別)最低賃金のうち、昨年12月31日に改正された

「広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金(時間額969円)」

「広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(時間額953円)」

「広島県自動車・同附属品製造業最低賃金(時間額964円)」

「広島県自動車小売業最低賃金(時間額958円)」

10月1日から970円

については、改定されるまでの間、広島県最低賃金額を下回ることとなりますので、令和5年10月1日からは**広島県最低賃金額(970円)**が適用されます。

なお、「広島県各種商品小売業最低賃金」については、令和4年10月1日から広島県最低賃金が適用されています。

なお、年齢、性別、雇用形態〔常用・臨時・パート・アルバイト等〕、支払形態〔月給・日給・時給等〕の別を問いません。派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。詳細については、下記にお問い合わせください。

広島労働局 賃金室 Tel.082-221-9244

広島中央労働基準監督署 Tel.082-221-2460

呉 労働基準監督署 Tel.0823-22-0005

福山 労働基準監督署 Tel.084-923-0005

三原 労働基準監督署 Tel.0848-63-3939

尾道 労働基準監督署 Tel.0848-22-4158

三次 労働基準監督署 Tel.0824-62-2104

広島北 労働基準監督署 Tel.082-812-2115

廿日市 労働基準監督署 Tel.0829-32-1155